

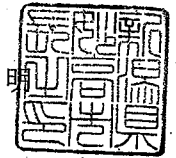
妙高市告示第218号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め
たため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年7月19日

妙高市長 入村



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間	備考
別紙一覧のとおり						

2. 経営管理権集積計画の縦覧場所

- ・妙高市役所本庁舎2階 農林課（妙高市栄町5番1号）
※市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分に限る。
- ・妙高市ホームページ (<https://www.city.myoko.niigata.jp/docs/33323.html>)

3. 経営管理権集積計画期間

公告の日から令和9年3月31日まで

4. 本公告により、妙高市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。